

(公 印 省 略)
介高第30327-7号
平成30年6月5日

各指定

訪問介護 (介護予防)訪問入浴介護 (介護予防)訪問看護 (介護予防)訪問リハビリテーション

 事業所 管理者様

群馬県健康福祉部介護高齢課長

指定訪問系サービスにおける集合住宅減算に係る取扱いについて(通知)

日頃より本県の介護サービスの推進にご尽力をいただき感謝申し上げます。

今般の介護報酬改定に伴って、指定訪問系サービスにおける集合住宅減算の基準が改正されましたので、改めてその要件の考え方について別紙のとおり通知します。各事業所におかれましては、集合住宅減算について十分ご理解していただいた上で、介護報酬の算定請求事務を行っていただきますようお願い申し上げます。

なお、主な改正点は下記のとおりです。

記

1 建物の範囲等の見直し

有料老人ホーム等(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅)以外の建物に居住する者も対象とする。

2 減算幅の見直し

同一敷地内等建物に居住する利用者の人数が1月あたり 50人以上の場合は、15%の減算とする。

担 当：居宅サービス係 電 話：027-226-2574 FAX：027-223-6725

(別紙)

指定訪問系サービス事業所における集合住宅減算の取扱いについて

【平成三十年介護報酬告示より】

注 指定訪問系サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問系サービス事業所と同一の建物(以下この注において「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者(指定訪問系サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)又は指定訪問系サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対して、指定訪問系サービスを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定訪問系サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定訪問系サービスを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。

※指定訪問系サービス事業所(以下、「事業所」) …… 訪問介護
(介護予防)訪問入浴介護
(介護予防)訪問看護
(介護予防)訪問リハビリテーション

1 算定要件

次の(1)、(2)に該当する利用者に行ったサービスに対してのみ減算を行うこと。

(1) 以下の①～②のいずれかについて、サービスの提供を行った場合、100分の90に相当する単位数を算定する。

- ①事業所と同一敷地内等建物に居住する者
- ②事業所の利用者が20人以上居住している建物に居住する者

(2) 同一敷地内等建物のうち、事業所の利用者が50人以上居住している建物に居住する者にサービス提供を行った場合、100分の85に相当する単位数を算定する。

2 同一敷地内等建物の定義

「同一敷地内等建物」とは、事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地(事業所と当該建物が道路等を挟んで設置している場合を含む。)にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指すものである。具体的には、一体的な建築物として、当該建物の1階部分に事業所がある場合や当該建物と渡り廊下でつながっている場合など、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当するものであること。

3 同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の定義

- イ 同一敷地内建物等のうち、当該同一敷地内建物等における事業所の利用者が50人以上居住する建物の利用者全員に適用されるものであり、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合算する。
- ロ この場合の利用者数は、1月間(暦月)の利用者数の平均を用いる。この場合、1月間の利用者の数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとする。また、第1号訪問事業の利用者は含めないこと。
- ハ 利用者数は事業所とサービス提供契約のある利用者のうち、該当する建物に居住する者の数をいう。(サービス提供契約はあるが、当該月において、訪問介護費等の算定が無かった者を除く。)
- ニ 利用者の死亡や退去等により居住していない日は平均利用者数の計算の1日ごとの利用者数に含めない。

4 事業所における利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の定義

- イ 「事業所における利用者が同一の建物に20人以上居住する建物」とは、2に該当するもの以外の建物を指すものであり、当該建物に事業所の利用者が20人以上居住する場合に該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合算するものではない。
- ロ この場合の利用者数は、1月間(暦月)の利用者数の平均を用いる。この場合、1月間の利用者の数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとする。また、事業所が、第1号訪問事業(旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるもの)と一体的な運営をしている場合、第1号訪問事業の利用者を含めて計算すること。
- ハ 利用者数は事業所とサービス提供契約のある利用者のうち、該当する建物に居住する者の数をいう。(サービス提供契約はあるが、当該月において、訪問介護費等の算定が無かった者を除く。)
- ニ 利用者の死亡や退去等により居住していない日は平均利用者数の計算の1日ごとの利用者数に含めない。

※参考資料を参照のこと。

5 減算を適用すべきでない例

当該減算は、指定事業所と当該建物の位置関係により、効率的なサービス提供が可能であることを適切に評価する趣旨であることに鑑み、本減算の適用については、位置関係のみをもって判断することがないよう留意すること。具体的には、次のような場合を一例として、サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではないこと。

【同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に該当しないものの例】

- ・同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合(たとえば、UR(独立行政法人都市再生機構)などの大規模団地や、敷地に沿って複数のバス停留所があるような規模の敷地)
- ・隣接する敷地であっても、幹線道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合

6 2及び3及び4のいずれの場合においても、同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が事業所の指定事業者と異なる場合であっても減算対象となる。

【根拠規定等】

- ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)
- ・指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第27号)
- ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年老企第36号)
- ・指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年老計発0317001・老振発0317001・老老発0317001)
- ・平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol. 1)(平成27年4月1日)

(参考資料)

○集合住宅減算における利用者数の算出方法

・各日の利用者数については、各日にサービス提供を受けた者の合計数ではなく、**同一集合住宅で当該訪問系サービス事業所と契約している入居者の数**となる。(当該月にサービス受給が全くない者は除く。)

・下記の例においては1日平均(小数点以下切捨)の契約者数が20人以上となるため当月は減算の対象となる。

(例:事業所と非同一建物及び非隣接の集合住宅の入居者へのサービス提供の場合)

日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	延人数	平均 (小数点以下切捨)
入居者数	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	28	28	28	28	28	28	28	28	29	29	29	862	28
訪問系サービス 契約者数	21	21	21	21	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	645	21
各日のサービス 提供者数	15	15	14	14	15	16	15	13	12	16	15	14	14	16	13	14	15	15	12	16	16	14	15	15	13	14	16	15	15	14	436	14

5日に入居者が新規契約

19日に入居者退居

入居者は増えたが訪問介護契約はなし

この人数で減算該当の有無を判断

(注意)

①新規に入居者が訪問介護等の契約を締結した場合は、契約当日からその人数を加える。

②入居者が退居、死亡した場合は、当該事由が発生した翌日からその人数を除外する。

③入居者の入院については、当該月にサービス提供が1日でもあれば、当該月は全ての日の利用者数にカウントする。